

物価高騰対策支援給付金のご案内

■ 給付額

1世帯あたり **3万円** + 加算(18歳以下の子ども対象) 子ども1人あたり **2万円**

■ 給付対象 ①～③ のすべてに該当する世帯

- ① 世帯全員が令和6年1月1日時点で日本国内に住民票がある世帯
- ② 令和6年12月13日(基準日)に野洲市に住民票がある世帯
- ③ 世帯全員の令和6年度の住民税が非課税である世帯

(※注)ただし、次のいずれかに該当する世帯は、給付金の対象外となります。

- ・住民税が課税されている人の扶養親族等(事業専従者を含む。)のみからなる世帯
- ・租税条約による住民税の免除を受けている人がいる世帯
- ・すでに他の市区町村で同様の給付金を受給した世帯(受給対象であった世帯を含む。)

■ 加算対象 給付対象世帯に属する18歳以下の子ども(平成18年4月2日以後に生まれた子ども)

※対象世帯の世帯員であっても、施設に入所している子どもは除きます。

※令和6年12月14日(基準日の翌日)から令和7年7月31日までに生まれた新生児も給付金の対象となります。この場合、別途給付金の申請が必要です。

※別居監護(世帯から離れて学生寮等に住んでいる)の子どもは対象となります。この場合、別途給付金の申請が必要です。

同封の【支給のお知らせ】を合わせてご確認ください。

- 物価高騰対策支援給付金を受け取るための**手続きは不要**です。
- 支給の予定日は、3月28日(金)**です。
- 支給のお知らせの支給口座欄に記載されている口座情報をご確認ください。
- 振込先口座の変更や給付金を辞退される場合は、**期限までに手続きが必要**です。

振込先口座を変更する場合

- ➡『支給のお知らせ』に必要事項を記入して、その裏面に①変更後の口座確認書類の写しおよび②本人確認書類の写しを貼付し、**令和7年3月17日(月)(必着)**までに下記の【書類提出・お問い合わせ先】までご提出ください。

給付金を辞退する場合

- ➡『支給のお知らせ』に必要事項を記入して、その裏面に本人確認書類の写しを貼付し、**令和7年3月17日(月)(必着)**までに下記の【書類提出・お問い合わせ先】までご提出ください。

書類提出・お問い合わせ先

- 野洲市健康福祉部市民生活相談課(物価高騰対策支援給付金担当)

TEL. **077-588-1712** FAX. **077-586-2177**

受付時間 平日 9:00～17:00
(土日祝日除く。)

「振込め詐欺」や「個人情報の搾取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。